

特定非営利活動法人 Nexus Blue Earth 登録規程

(目的)

第1条 この規程は、Nexus Blue Earth 協会定款（以下「定款」という。）第6条ほかの規定に基づき、会員の種別、入退会等に関する必要な事項を定めることを目的とする。（会員の種別）

第2条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、活動を支援するために入会した個人及び団体

第3条 登録料及び会費は、次のとおりとする。

- (1) 会員（資格員） 入会金 6,000円 登録料（年会費）3,500円（1資格につき）
- (2) 賛助会員 1口 2,000円以上
 - 2 会員は、1資格ごとに登録料（年会費）3,000円を納める。
 - 3 会費は、年度途中に加入であっても、減額はない。
 - 4 会員は、登録料として 6,000円を納める。ただし、前年度から登録を更新する場合は登録料を必要としない。
 - 5 会費の納入は、事務局に毎年定められた期日までに行い、年会費を納入しなければならない。それ以降は新規登録と同様の扱いとする。
 - 6 会費の納入は銀行振込みとし、振り込み名義は団体代表者または登録する団体名でなければならない。なお、納入時の振り込み手数料は各自の負担とする。
 - 7 賛助会員は、個人または代表者が納入しなければならない。手数料は各自の負担とする。
 - 8 既に納められた登録に関する費用は、いかなる理由によっても、返済しないものとする。

(登録の方法)

第4条 会員登録は、個人登録とする。

- 2 当法人への登録更新手続きは、ホームページにある書式をダウンロードして、提出する。※メール可。
- 3 会員（資格員）は、障がいの有無及び登録種別を問わない。
- 4 協会に登録しようとする個人は、次の各号に掲げる事項について、団体代表者に情報を提供しなければならない。
 - (1) 氏名・住所・連絡先
 - (2) 登録種別(障がい者、子ども、外国人、大人、アスリート)

(3) 障がいの有無及び障がい名

第5条 会員は、次の権利を行使できる。

- 2 本協会に登録している審判員、サポーターの派遣要請の権利を有することができる。
- 3 各種講習会や日本選手権予選会の開催を誘致する権利を有することができる。
- 4 本協会からの情報提供を登録したメールアドレスへの配信により受けることができる。
- 5 競技にかかる用具を、会員価格で購入することができる。
- 6 本協会が会員のために提供するサービス等を受けることができる。
- 7 会員は、本協会主催の競技会や各種行事、および国際大会に参加する権利を有することができる。
- 8 賛助会員は、大会等の情報や協会ノベルティーグッズを受け取ることができる（年1回）。また希望者は、第6条 登録年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
- 2 年度途中での登録についても、前号を踏襲する。

(退会)

第7条 会員の退会は次の通りとする。

- 2 すでに会員登録をしている者が、当該年度の会員登録期間中に更新手続きをしなかった場合は退会とみなし、登録更新期間終了日を退会受理日とする。（会員の義務）

第8条 会員は、定款に定めるものほか次の義務を有する。

- (1) 定款及び本法人の定める規程等を遵守する。
- (2) 本協会の目的を達成するために、本協会の事業活動に積極的に参加する。
- (3) 会員登録内容（住所、氏名等）に変更が生じた場合は、遅滞なく必要な手続きを実施する。（権利譲渡の禁止）

第9条 会員は、会員として有する権利を第三者に譲渡若しくは使用させてはならない。（私的利用の範囲外の使用禁止）

第10条 会員は、本法人が承認した場合を除き、本法人を通じて入手したいかなる情報も複製、販売、出版、編集、送信、放送、産業財産権の出願その他私的利用の範囲を越えて使用をすることはできず、また、第三者をして使用させることはできない。

（規程の改廃）

第11条 本規程の改廃は、理事会の決議による。

附 則

- 1 本規定は、令和 6 年 7 月 1 日より施行する。
- 2 本規定は、令和 7 年 4 月 1 日に一部改訂する。